日向市国土強靱化地域計画

令和2年9月 日向市

目 次

第1章 討	画策定の趣旨
1.1	計画策定の背景
1.2	計画の位置づけ ······ 1
1.3	国土強靭化計画と防災計画の違い2
1.4	基本目標
1.5	計画の推進期間
第2章 日	向市の災害リスク
2.1	災害の歴史
2.2	想定される主な災害4
第3章 脈	弱性評価
3.1	想定するリスク
3.2	リスクシナリオの設定
3.3	リスクシナリオ回避に向けた脆弱性評価(現状評価) 6
第4章 推	進プログラム
4.1	基本方針
4.2	推進プログラム
第5章 計	画の推進
5.1	他計画に必要な見直し
5.2	! 計画の進捗管理
5.3	3 計画の不断の見直し

第1章 計画策定の趣旨

1.1 計画策定の背景

わが国では、近年、東日本大震災をはじめ熊本地震や西日本豪雨等、多くの大規模自然災害による被害が多発しており、南海トラフ地震が高い確率で予測される等、国土強靱化の推進が求められています。さらに国の SDGs 実施指針においても、優先課題の一つとして「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」が定められています。

国土強靱化は、いかなる大規模災害が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧・復興を可能にする平時からの地域づくりであり、国においては、平成 26 年 6 月に、国土の強靱化に関係する個々の計画の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定(平成 30 年 12 月改定)し、強靱な国づくりを推進しています。

また、宮崎県においても、近い将来発生するとされている南海トラフ地震をはじめ、火山噴火や 豪雨などの自然災害リスクに対する取組を進め、県の強靱化を図るため、平成28年12月に「宮崎 県国土強靱化地域計画」が策定(令和2年5月改定)されています。

日向市においても、事前の防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施するため、「日向市国土強靱化地域計画」を策定しました。

1.2 計画の位置づけ

平成 25 年 12 月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」では、地方公共団体は国の定めた国土強靱化基本計画と調和した国土強靱化地域計画を定めることができるとされており、地域計画策定ガイドラインにおいては、強靱化を実効あるものとするためには、国の取組のみならず、地域計画が策定されることで、国と地方が一体となって強靱化の取組を推進していくことが重要とされています。

本計画は、日向市総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする日向市が定める 様々な分野の計画の取組方針を定め、国土強靱化の実現を目指すものです。

〇国土強靱化基本計画 〇国土強靱化地域計画 国土強靱化に係る国の他の計画の指針と 国土強靱化に係る都道府県・市町村の他 調和 なるべきものとして、国土強靱化基本計 の計画の指針となるべきものとして、国 画を定めなければならない。 土強靱化基本計画を定めることができる。 【政府が作成】 【都道府県・市町村が作成】 指針となる 指針となる 国の他の計画 都道府県・市町村の他の計画 (国土強靱化基本計画を基本とする) 国による施策の実施 都道府県・市町村による施策の実施 (内閣総理大臣による関係行政機関に対する必要な勧告)

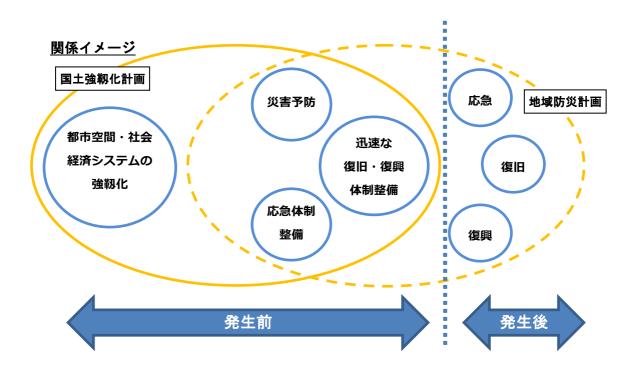
<国の基本計画と地域計画の関係>

第1章 計画策定の趣旨

1.3 国土強靱化計画と防災計画の違い

防災計画は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「<u>そのリスクに対する対応策</u>」をとりまとめるもので、日向市地域防災計画では、主に、「地震・津波災害」、「風水害」、「その他災害」等のリスクごとに計画が策定されています。

国土強靱化計画は、あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の 事態)」を明らかにし、リスクを減らすために「<u>平時から持続的に取り組むべき強靱化の基本的な</u> 方向性」をとりまとめたものです。



1.4 基本目標

以下の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた取組みを推進します。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

1.5 計画の推進期間

日向市総合計画の計画年度を踏まえて、<u>概ね 2024 年度(令和 6 年度)</u>までの国土強靱化のための 取組の基本的な方向性を定めます。

第2章 日向市の災害リスク

2.1 災害の歴史

日向市は、年間を通して温暖な気候に恵まれていますが、地理的・自然的条件等から風水害や土砂災害、地震災害等の自然災害を受けやすい地域であり、これまでに様々な被害が発生しています。

日向市を含む宮崎県は、東部が太平洋(日向灘)に面しており、日向灘から薩南・南西諸島東方沖にかけての領域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界に位置し、過去十数年から数十年間隔で、マグニチュード7クラスの地震が発生しており、地震活動が活発な地域となっています。

さらに、静岡県の駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび 大きな地震が発生しており、東日本大震災を踏まえ、科学的に考えられる最大クラス(マグニチュ ード9)の「南海トラフ地震」の発生が懸念されています。

地震名	年月日	地震規模	最大震度
慶長南海大地震	1605年 2月 3日	M7.9	_
外所地震	1662年10月31日	M7.6	6
宝永地震	1707年10月28日	M8.4	7
安政南海地震	1854年12月24日	M8.4	7
昭和南海地震	1946年12月21日	M8.0	4
えびの地震	1968年 2月21日	M6.1	6

※宮崎県に影響を与えた主な地震

台風は、ほぼ毎年のように接近・通過しており、平成 17年の台風 14号では、耳川流域において 総雨量 1,000mm 近くにおよぶ多大なる雨の影響で、耳川が氾濫し、多数の家屋が浸水するなど、 甚大な被害が生じました。

近年、地球温暖化の影響等により時間雨量 50mm を上回る豪雨が全国的に多発し、雨の降り方が 局地化・集中化・激甚化する中、土砂災害がたびたび発生するなど、これまでの想定を超える被害 の発生が懸念されています。



※平成 17 年台風 14 号による浸水被害



※豪雨による土砂災害の発生

2.2 想定される主な災害

〇地震(南海トラフ地震)

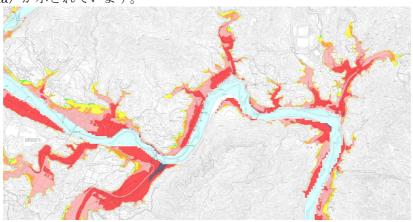
今後 30 年間のうちに発生する可能性が、 $70\%\sim80\%$ と予測される「南海トラフ地震」について、最大震度 7 による被害想定や津波浸水想定(約 2,130ha)が示されています。

最大震度	最大震度 7
津波浸水想定	約 2,130ha
最大津波高	15m
建物被害	全 壊:約14,000棟 半 壊:約11,000棟
人的被害	死者数:約 5,900 人 負傷者:約 2,000 人
	水 道 断 水 人 口:約33,000人(被災1ヶ月後)
ライフライン被害	下水道機能支障人口:約32,000人(被災1ヶ月後)
	停 電 件 数:約14,000軒(被災1週間後)
生活への影響	避難者数:約36,000人(被災1ヶ月後)
災害廃棄物	約 230 万トン(災害廃棄物 180 万トン、津波堆積物 50 万トン)

※南海トラフ地震に伴う想定ケース①(冬深夜)による被害想定(令和2年3月23日宮崎県公表)

〇洪水 (洪水浸水想定)

想定し得る最大規模の降雨(概ね 1000 年に一度)による河川(耳川、塩見川、小丸川)の洪水浸水想定(約770ha)が示されています。



※耳川の想定最大規模の洪水浸水想定(平成30年12月6日宮崎県公表)

〇土砂災害

近年多発する集中豪雨等を踏まえ、土石流、がけ崩れ、地すべり等が予測される土砂災害警戒区域 (781 箇所) が示されています。







※がけ崩れ ※土石流

※地すべり

大規模自然災害等に対する脆弱性を評価することは、国土強靱化に関する計画を策定し、各施策を効果的・効率的に推進していくために必要不可欠なプロセスです。今回、日向市では、「国土強靱化基本計画」及び「宮崎県国土強靱化地域計画」を参考に、脆弱性の評価を行いました。

リスクシナリオ:日向市の課題等に対応したリスクシナリオを設定



脆 弱 性 評 価:実施中の施策等を整理し、リスク回避に必要な事項等について評価



推進プログラム:脆弱性評価から、リスクシナリオごとに推進プログラムを設定

3.1 想定するリスク

国、県の強靱化計画と同様に、本市に甚大な被害をもたらす南海トラフ地震等の「<u>大規模自然災</u> **害**」を想定しました。

3.2 リスクシナリオの設定

日向市の地域特性や実施中の各施策等を踏まえ、「6の目標」と「17のリスクシナリオ」を設定しました。

	目標	リスクシナリオ
1	直接外を	最大限防ぐ
		1-1 地震による建物の大規模倒壊や大規模火災に伴う多数の死者数の発生
		1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4 土砂災害による多数の死傷者の発生
2	救助・救	援活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
		2-1 被災地での物資供給の停止
		2-2 被災時の救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3 被災地における医療・保健機能の麻痺
		2-4 劣悪な避難生活環境による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可	欠な行政機能は確保する
		3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅低下
4	経済活動	を機能不全に陥らせない
		4-1 サプライチェーンの寸断による企業の競争力の低下
		4-2 農林業の衰退による国土の荒廃
5	ライフラ	イン、エネルギー供給等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる
		5-1 上下水道施設等の長期にわたる機能停止
		5-2 都市インフラの長期にわたる機能停止
		5-3 エネルギーの供給停止
6	社会·経	済が迅速に復興できる条件を整備する
		6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-2 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-3 住居や就労の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

3.3 リスクシナリオ回避に向けた脆弱性評価(現状評価)

3.2 に示す 17 のリスクシナリオについて、これまでの取組を振り返り、現在の進捗や今後の課題等について、評価を行いました。なお、評価にあたっては、可能な限り進捗状況等を示す数値を用いて、「評価の見える化」を行いました。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震による建物の大規模倒壊や大規模火災に伴う多数の死者数の発生

⇒ 1-1-1 建築物等の耐震対策・老朽化対策

(取組状況)

- ○建築物等の耐震化の促進については、木造住宅の耐震診断及び対策工事への補助金交付や大規模 盛土造成マップの公表に取り組んでいる。
- ○老朽化した公営住宅の長寿命化を図るため、計画的な改修・修繕に取り組んでいる。
- ○特定空家等の所有者への助言・指導や空家バンクの活用促進等に取り組んでいる。
- ○耐震性の低い学校施設の建替えや維持補修等の教育環境改善に取り組んでいる。
- ○通学路の安全確保として、小学校周辺の危険性の高いブロック塀の解消に取り組んでいる。

(現状値)

住宅の耐震化率: 74% (2014)

大規模盛土造成マップの整備:公表(2019)

公営住宅ストック改善率:14%(2019)

空家件数:1,140件(2019) ※うち倒壊等の恐れのある空家 106件

小中学校の耐震化率:96% (2018)

(課題)

- ○住宅の耐震化率は全国平均より低い状況であるため、耐震化を促進する必要がある。
- ○適切な管理が行われていない保全上危険な空家の増加が危惧される。
- 〇小中学校の耐震化を 2021 年度(令和 3 年度)に完了する見込みであるが、老朽化等による教育環境の改善が必要な施設や天井等の非構造部材の落下防止対策等を推進する必要がある。

⇒ 1-1-2 建築物等の火災対策

(取組状況)

- ○住宅の火災対策については、住宅用火災警報器の設置を促進している。
- ○特定建築物や防火設備等の維持保全を図るため、定期調査・検査の実施と報告を促進している。

(現状値)

住宅用火災警報器設置率:74%(2019)

特定建築物の定期調査報告率:77% (2017~2019)

- ○住宅用火災警報器の設置義務化以前に建築された住宅への設置の促進が必要である。
- ○特定建築物及び防火設備等の定期調査・検査を実施していない所有者等へ定期報告制度の周知・ 啓発を促進する必要がある。
- ○不特定多数の利用が見込まれる公共施設においては、設備不備による事故が発生しないよう適切 な維持保全が必要となる。

⇒ 1-1-3 狭隘道路の解消・防災空間の確保

(取組状況)

○狭隘道路の解消や延焼防止帯となる防災空間の確保のために、土地区画整理事業や道路整備による安全・安心な都市空間の創出に取り組んでいる。

(現状値)

財光寺南土地区画整理事業(建物移転率):92%(2019)

日向市駅周辺土地区画整理事業(建物移転率):73%(2019)

財光寺南部住環境整備事業進捗率:74% (2019)

(課題)

○土地区画整理事業が長期化しており、早期の完了を図る必要がある。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者数の発生

⇒ 1-2-1 津波避難体制の整備

(取組状況)

- ○防災行政無線の整備に加え、防災情報配信サービスの導入等情報発信の多重化に取り組んでいる。
- ○津波避難ビルの指定を促進するとともに、津波到達までに住民が安全に避難できる津波避難場所 や津波避難経路の整備に取り組んでいる。
- ○自治会や企業等の避難訓練の継続的な支援に取り組んでいる。

(現状値)

防災情報配信サービス登録者:約1,700人(2019)

指定緊急避難場所: 140 箇所(2019) 防災訓練参加者: 19,780 人(2019)

早期避難率:56% (2019) ※宮崎県による意識調査

(課題)

- ○避難訓練等の平時の取組の支援を行い、自治会や企業、学校等が連携して、円滑な避難体制を整備する必要がある。
- ○「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、個別支援プランの策定を進める必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

⇒ 1-3-1 浸水避難体制の整備

(取組状況)

- ○防災行政無線の整備に加え、防災情報配信サービス導入等の情報発信の多重化に取り組んでいる。
- ○洪水ハザードマップを作成し、危険エリアの周知に取り組んでいる。

(現状値)

洪水ハザードマップの策定:3河川(2019)

避難確保計画を策定した要配慮者利用施設:4施設(2019)

- ○水防法に基づく水位周知河川以外の県が管理する「その他河川」について、洪水浸水想定区域の 指定を検討する必要がある。
- ○洪水浸水想定区域の要配慮者利用施設において、避難確保計画の策定を促進する必要がある。

⇒ 1-3-2 浸水対策の推進

(取組状況)

- ○治水安全度の向上を図るため、県と連携して、河川改修事業に取り組んでいる。
- ○土地区画整理事業による宅地造成や公共下水道事業、道路事業等の多様な手段により、浸水対策 に取り組んでいる。

(現状値)

耳川広域河川改修事業(L=17.8km): 事業中

下水道による都市浸水対策達成率(全体:1,381ha):82%(2018)

(課題)

- ○浸水リスクの高い低地帯地区が存在することから、浸水被害軽減のため、近年多発する集中豪雨 や都市化の進展等を勘案し、整備手法を検討する必要がある。
- ○立地適正化計画を策定し、ハザードエリアにおける適正な土地利用を検討する必要がある。

1-4 土砂災害による多数の死傷者の発生

⇒ 1-4-1 土砂災害避難体制の整備

(取組状況)

- ○防災行政無線の整備に加え、防災情報配信サービスの導入等情報発信の多重化に取り組んでいる。
- ○県と連携して、土砂災害警戒区域の指定や土砂災害避難訓練に取り組んでいる。
- ○土砂災害ハザードマップやため池ハザードマップ及び山地災害ハザードマップによる危険エリアの周知に取り組んでいる。

(現状値)

土砂災害警戒区域の指定:781区域(2019)

防災重点ため池ハザードマップ作成:4筒所(2019)

避難確保計画を策定した要配慮者利用施設:6施設(2019)

(課題)

○土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設において、避難確保計画の策定を促進する必要がある。

⇒ 1-4-2 土砂災害対策の推進

(取組状況)

○県と連携して、急傾斜地崩壊対策等の土砂災害対策に取り組んでいる。

(現状値)

急傾斜地崩壊対策(実施箇所累計):52 箇所(2019)

ため池の防災対策事業計画策定:1箇所(2019)

- ○危険な崖地の崩壊防止対策について、支援制度や建設指導の充実を図る必要がある。
- ○防災重点ため池の管理者による適正管理を促進するとともに、豪雨・地震等による決壊の可能性 のあるため池の防災対策を推進する必要がある。
- ○山地災害危険地区について、荒廃した林地や渓流の早期復旧とともに、防災・減災対策を推進する必要がある。
- ○立地適正化計画を策定し、ハザードエリアにおける適正な土地利用を検討する必要がある。

2 救助・救援活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での物資供給の停止

⇒ 2-1-1 物資供給に係る連携体制の整備

(取組状況)

○物資供給をはじめ医療、救護・救援、情報・通信など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、関係団体等と応援協定の締結に取り組んでいる。

(現状値)

物資供給に関連する協定の締結:12件(2019)

(課題)

○災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、関係機関との連携や協力体制の整備に継続して取り組む必要がある。

⇒ 2-1-2 非常用物資の備蓄推進

(取組状況)

○食料備蓄を中心とした非常用物資の備蓄に取り組んでいる。

(現状値)

目標備蓄量(食料品:71,414 食)の充足率:50% (2019) 目標備蓄量(飲料水:72,000 L)の充足率:47% (2019)

_(課題)

○「日向市備蓄計画」に基づき、計画的な公的備蓄を進めるとともに、家庭や事業所においても自 発的な備蓄の取組を促進する必要がある。

⇒ 2-1-3 緊急輸送道路等の整備

(取組状況)

○災害時の物資供給、救急救援活動等を迅速に行うため、関係機関と連携して、緊急輸送道路や重要物流道路及び代替・補完路等の整備に取り組んでいる。

(現状値)

国道 10 号拡幅(長江交差点~木原交差点:L=1.2km)の進捗率:93%(2019)

国道 327 号永田バイパス (L=3.0km) の進捗率: 事業化 (2015)

国道 327 号切瀬拡幅(L=0.48km)の進捗率:事業化(2019)

県道土々呂日向線(L=1.7km)の進捗率:92% (2018)

市道塩見美々津線(L=0.3km)の進捗率: 48% (2019)

- ○大規模災害時の救助・救援活動等を支えるため、道路ネットワークの多重性の確保に向けて、国 道・県道の整備促進を図る必要がある。
- ○大規模災害時の自衛隊、警察、消防等の活動拠点や緊急物資の集積拠点を確保するため、関係機 関と連携して、新たな拠点施設の整備を図る必要がある。
- ○大規模災害発生時には、がれきや放置車両等により緊急輸送道路等の通行が阻害され、迅速な救 急救援活動等に支障をきたすおそれがあることから、早期の道路啓開を実施するための体制を整 備する必要がある。

2-2 災害時の救助・救急活動等の絶対的不足

⇒ 2-2-1 消防・救急体制の強化

(取組状況)

- ○消防・救急体制の強化に向けて、消防分遣所の整備を図るとともに、「消防施設整備計画」に基づき、消防水利や消防用装備・資機材等の整備に取り組んでいる。
- ○消防の広域応援体制の強化に取り組んでいる。
- ○地域の安全・安心を守る消防団員の確保に取り組んでいる。

(現状値)

消防・救急体制の整備: 南分遣所の整備 (2019)

耐震性貯水槽:33基(2019)

宮崎県消防相互応援協定:協定締結(2018) 消防団員定数(950人)の充足率:97%(2020)

(課題)

- ○大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携強化を図ると ともに、市総合防災訓練等により災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- ○消防団の啓発活動により、若者や女性が加入しやすい組織づくりを促進する必要がある。

⇒ 2-2-2 自主防災力の強化

(取組状況)

○市民一人ひとりが「自分の生命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、自主防災活動に積極的に取り組み、地域防災力を高めるため、自主防災組織の活動支援や防災士の養成に取り組んでいる。

(現状値)

自主防災組織:88組織(2019)

地区防災計画の取組地区:5地区(2019)

防災士:340人(2019)

(課題)

○各地区の状況に応じた防災活動を促すため、地区防災計画の取組を支援していく必要がある。

2-3 被災地における医療・保健機能の麻痺

⇒ 2-3-1 災害時医療体制の整備

○災害時の医療救護体制の確立に向けて、災害拠点病院をはじめ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、 日本赤十字社宮崎支部、消防本部等との関係機関と連携し、災害拠点病院を中心に医療救護体制 の整備に取り組んでいる。

(現状値)

災害拠点病院の指定:4病院(2019)

※県立延岡病院、千代田病院、和田病院、日向病院

(課題)

○医師会や薬剤師会等と連携して、医薬品等の備蓄の確保に努めるとともに、医薬品卸売業者やドラックストアとの災害協定の締結を進め、医薬品や衛生材料等の備蓄体制を強化する必要がある。

2-4 劣悪な避難生活環境による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

⇒ 2-4-1 避難所における生活環境の改善

(取組状況)

- ○大規模災害に備えて、避難所の確保を図るとともに、「日向市避難所運営マニュアル」を作成し、 住民による避難所運営の支援に取り組んでいる。
- ○避難生活に必要な資機材の整備など、避難所の環境改善に取り組んでいる。

(現状値)

福祉避難所の指定:7施設(2019) 避難所運営マニュアル:作成(2018)

(課題)

- ○大規模災害が発生した場合、避難所が不足する恐れがあることから、広域避難について検討する とともに、拠点避難所の整備を検討する必要がある。
- ○災害時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所 の確保が必要である。
- ○「日向市避難所運営マニュアル」を踏まえ、避難所における市職員の役割や避難者の役割等、避 難所運営のルールを周知し、実効性を高めていく必要がある。

⇒ 2-4-2 被災地における感染症予防対策

(取組状況)

○災害発生時における感染症の蔓延防止に向けて、平時から適切な健康診断や予防接種の促進に取り組んでいる。

(現状値)

風しん・麻しんの予防接種率:91% (2019)

- ○指定避難所に加え、臨時避難所の確保を図り、感染症拡大防止対策を行う必要がある。
- ○災害発生時に消毒や害虫駆除を実施できる防疫業務体制を整備する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅低下

⇒ 3-1-1 行政機能の確保・強化

(取組状況)

- ○災害時に防災拠点となる市庁舎について、耐震性の確保や防災機能の強化を図るとともに、行政 機能の低下を最小限に留めるため、業務継続計画の継続的な改善に取り組んでいる。
- ○情報システムの大規模災害対策として、住民基本ネットワークを含む重要データの遠隔地での保管によるバックアップ体制の強化を図るとともに、ICT部門の業務継続計画の継続的な改善に取り組んでいる。
- ○今後見込まれる公共施設の老朽化の進行や更新時期の集中に対応するため、「日向市公共施設等 総合管理計画」を策定し、公共施設マネジメントに取り組んでいる。

(現状値)

防災拠点の整備:新庁舎の整備(2018)

業務継続計画:改善(2018) ICT業務継続計画:改善(2019)

(課題)

○概ね 30 年後には、約 60%の公共施設が標準耐用年数 60 年を経過するため、効率的・効果的な施設マネジメントを推進する必要がある。

⇒ 3-1-2 受援体制の整備

(取組状況)

○大規模災害時において、行政機関や民間企業等からの各種支援を最大限に活用し、迅速かつ的確な災害応急対策や被災者支援等の業務を行うため、「日向市大規模災害時受援計画」、「日向市消防本部受援計画」を策定し、受援体制の整備に取り組んでいる。

(現状値)

大規模災害時受援計画:策定(2018)

(課題)

○迅速な災害対応を行うために、受援計画の実効性を確保するとともに、関係機関と連携して、受援体制を強化する必要がある。

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断による企業の競争力の低下

⇒ 4-1-1 企業防災の推進

(取組状況)

○「日向市津波防災地域づくり推進計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った 津波対策に資する港湾施設(護岸、防潮堤、胸壁、津波避難施設)に係る固定資産税の特例措置 を行い、民間企業の防災対策の促進に取り組んでいる。

(現状値)

港湾施設に係る固定資産税の特例期間:2020年4月1日~2024年3月31日

(課題)

- ○津波災害に備え、内陸型工業団地等のリスク分散を重視した企業立地の推進が必要である。
- ○被災した企業の金融支援制度の円滑な活用に向けて、関係機関と情報共有を図る必要がある。

⇒ 4-1-2 港湾の機能強化の推進

(取組状況)

○物流拠点である重要港湾「細島港」の機能強化を図るとともに、港湾関係者と連携して、細島港 の物流体制の強化に取り組んでいる。

(現状値)

細島港白浜地区 16 号岸壁(L=170m)の整備:事業化(2019)

(課題)

○16 号岸壁の早期整備を推進するとともに、細島港の利用促進を図る必要がある。

⇒ 4-1-3 広域道路ネットワークの整備促進

(取組状況)

○関係機関と連携して、高速道路のミッシングリンク (未整備区間)の解消等の広域道路ネットワークの整備促進に取り組んでいる。

(現状値)

県内の高速道路供用率: 74% (2019)

・東九州自動車道 供用率:73%・九州中央自動車道 供用率:31%

・九州縦貫自動車道 供用率:100% (宮崎線含む)

(課題)

○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業区間の早期完成と未事業区間の早期事業化を推進するとともに、暫定2車線区間の4車線化を推進する必要がある。

4-2 農林業の衰退による国土の荒廃

⇒ 4-2-1 農業振興の推進

(取組状況)

- ○農業従事者の確保や農業施設の整備を図り、農業の振興や遊休農地の解消等の農村環境の保全に 取り組んでいる。
- ○基幹的農業用施設の長寿命化対策や耐震対策に取り組んでいる。

(現状値)

遊休農地面積:121ha (2019)

富島幹線用水路の長寿命化(L=1.3km): 75% (2019)

(課題)

○農地の荒廃を防ぎ国土保全機能を適切に発揮させるため、農業用施設(農道、用排水路等)や生産基盤の整備拡充を図り、農村環境を保全する必要がある。

⇒ 4-2-2 林業振興の推進

<u>(取組</u>状況)

○林業従事者の確保や林業施設の整備を図り、林業の振興に取り組んでいる。

(現状値)

年間造林面積: 48ha (2019)

- ○森林は、水源のかん養、山地災害防止等の多様な機能を有するため、林業従事者の確保に努め、 間伐や主伐後の再造林等による資源循環型林業システムを構築する必要がある。
- ○山間地等における代替輸送路等の確保するため、林道等の路網整備や個別施設計画に基づく長寿 命化を図る必要がある。

5 ライフライン、エネルギー供給等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる

5-1 上下水道施設等の長期にわたる機能停止

⇒ 5-1-1 水道施設の防災対策

(取組状況)

○災害時において安定した給水を確保するため、水道施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。

(現状値)

上水道基幹管路の耐震化率:67%(2018)

(課題)

- ○水道施設の機能停止を未然に防ぐため、耐震化・老朽化対策の継続的な取組が必要である。
- ○災害時の機能低下を最小限に留めるため、危機管理マニュアルの継続的な改善が必要である。
- ○災害時の水道施設の機能停止に備え、災害時協力井戸の登録制度を進める必要がある。

⇒ 5-1-2 汚水処理施設の防災対策

(取組状況)

- ○「日向市下水道総合地震対策計画」に基づき、下水道施設の耐震化対策に取り組んでいる。
- ○老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換に取り組んでいる。

(現状値)

重要な管きょの耐震化率:91% (2018)

浄化センター・中継ポンプ場の耐震化率:36% (2018)

単独処理浄化槽の使用人口:9,366人(2019)

(課題)

- ○下水道施設の機能停止を未然に防ぐため、耐震化・老朽化対策の継続的な取組が必要である。
- ○災害時の機能低下を最小限に留めるため、業務継続計画の継続的な改善が必要である。

5-2 都市インフラの長期にわたる機能停止

⇒ 5-2-1 道路施設の防災対策

(取組状況)

- ○「道路の個別施設計画」を策定し、施設類ごとに長寿命化・老朽化対策に取り組んでいる。
- ○緊急輸送道路における橋梁の耐震化に取り組んでいる。

(現状値)

橋梁(国道 327 号ほか国県道:10 橋)の長寿命化:1橋(2019)

橋梁(塩見美々津線:10橋)の耐震対策:4橋(2019)

(課題)

○維持管理費の平準化を図りながら、計画的な道路メンテナンスを行う必要がある。

⇒ 5-2-2 公園施設の防災対策

(取組状況)

○計画的な施設メンテナンスを図るため、「日向市公園施設長寿命化計画」を策定している。

(現状値)

公園施設長寿命化計画:策定(2013)

(課題)

○「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に公園施設の長寿命化対策を行う必要がある。

5-3 エネルギーの供給停止

⇒ 5-3-1 エネルギーの供給源の多様化の促進

(取組状況)

○防災拠点である市庁舎や指定避難所である学校施設への太陽光パネル・蓄電設備の整備を図り、 自立的なエネルギーの供給に向けた環境整備を推進する。

(現状値)

太陽光発電・蓄電設備の整備学校:4校(2019)

(課題)

○災害時において自立的にエネルギー供給可能な ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の普及を図る必要がある。

6 社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

⇒ 6-1-1 災害廃棄物処理体制の整備

(取組状況)

○早期の復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、「日向市災害廃棄物処理計画」を策 定するとともに、県内自治体による防災相互協定を締結し、処理体制の整備に取り組んでいる。

(現状値)

仮置場候補地の確保:8箇所12.3ha(2019)

(課題)

○今後は、災害発生時に円滑な廃棄物処理が滞ることのないよう、清掃センターの計画的な整備・ 更新を行うとともに、仮置場候補地の更なる確保が必要である。

6-2 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

⇒ 6-2-1 地籍調査の推進

(取組状況)

○土地の権利関係を明確にし、土地の有効活用を図るため、地籍調査に取り組んでいる。

(現状値)

地籍調査進捗率: 36% (2019)

(課題)

○地籍の未整備は、早期の復旧・復興に支障となるため、地籍調査の継続的な取組が必要である。

⇒ 6-2-2 応急仮設住宅候補地の確保

(取組状況)

○南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、災害時の応急仮設住宅候補地の確保に取り組んでいる。

(現状値)

応急仮設住宅候補地の確保:1,638戸(2019)

(課題)

○更なる候補地の確保や借り上げ仮設住宅の供給体制を整備する必要がある。

6-3 住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

⇒ 6-3-1 被災者の生活再建支援

(取組状況)

- ○被災者支援システムの構築等の罹災証明交付書交付体制の整備に取り組んでいる。
- ○大規模地震等で被災した建築物及び宅地における二次的な被害を防ぎ、被災者の早期の生活再建 につなげるため、被災建築物応急危険度判定士の育成に取り組んでいる。

(現状値)

被災建築物応急危険度判定士:55人(2019)

(課題)

○被災者の迅速な生活再建に向け、人的支援の担い手となるボランティアの育成や受入体制の構築 が必要である。

災害に強いまちづくりには、「自助、「共助」、「公助」の要素が充実し、機能することが重要です。また、国土強靱化の取組においては、災害時のみならず、平時にも効果を発揮し、同時に様々な社会問題の解決にも寄与する SDGs (持続可能な開発目標) の視点が求められます。

このことから、地域特性や脆弱性評価を踏まえ、以下の基本方針に基づき、地域が高い防災力を備えるための取組を推進します。

4.1 基本方針

基本方針1:コミュニティ防災の強靱化

⇒ 大規模災害において、市民一人ひとりの防災意識の向上が自分自身や家族を守ることに繋がり、 隣人や自治会等の周囲との様々な助け合いが、多くの人命を救い、被害の軽減に大きな力を発揮 します。このことから、「自助」、「共助」による地域の防災力向上に取り組みます。





基本方針2:都市基盤の強靱化

⇒ 事前の減災対策として、市民のライフラインである上下水道施設や緊急輸送道路等の耐震対策、 災害時の拠点施設となる総合体育館の整備等の市民の安全・安心に繋がるまちづくりに取り組み ます。





基本方針3:社会経済環境の強靱化

⇒ 大規模災害後の地域経済が早期に回復出来るための社会経済環境の構築に向けて、重要港湾「細島港」の機能強化や東九州自動車道及び九州中央自動車道等の広域道路ネットワークの早期供用に取り組みます。





4.2 脆弱性評価を踏まえた施策プログラム

目標		リスクシナリオ / 推進プログラム
1 直接死を最	1-1	地震による建物の大規模倒壊や大規模火災に伴う多数の死者数の発生
大限防ぐ		1-1-1 建築物等の耐震対策・老朽化対策
		1-1-2 建築物等の火災対策
		1-1-3 狭隘道路の解消・防災空間の確保
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-2-1 津波避難体制の整備
	1–3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3-1 浸水避難体制の整備
		1-3-2 浸水対策の推進
	1-4	土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-4-1 土砂災害避難体制の整備
		1-4-2 土砂災害対策の推進
2 救助・救援 活動等が迅速	2–1	被災地での物資供給の停止
に行われると		2-1-1 物資供給に係る連携体制の整備
ともに被災者		2-1-2 非常用物資の備蓄推進
等の健康・避難生活環境を		2-1-3 緊急輸送道路等の整備
確実に確保す	2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
る 		2-2-1 消防・救急体制の強化
		2-2-2 自主防災力の強化
	2-3	被災地における医療・保健機能の麻痺
		2-3-1 災害時医療体制の整備
	2-4	劣悪な避難生活環境による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-4-1 避難所における生活環境の改善
		2-4-2 被災地における感染症予防・衛生対策

目標		リスクシナリオ / 推進プログラム
3 必要不可欠	3–1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅低下
な行政機能は 確保する		3-1-1 行政機能の確保・強化
		3-1-2 受援体制の整備
4 経済活動を	4–1	サプライチェーンの寸断による企業の競争力の低下
機能不全に陥らせない		4-1-1 企業防災の強化
		4-1-2 港湾機能の強化
		4-1-3 広域道路ネットワークの整備促進
	4-2	農林業の衰退による国土の荒廃
		4-2-1 農業振興の推進
		4-2-2 林業振興の推進
5 ライフライ	5–1	上下水道施設等の長期にわたる機能停止
ン、エネルギ一供給等の被		5-1-1 水道施設の防災対策
害を最小限に		5-1-2 汚水処理施設の防災対策
留め、早期に 復旧させる	5–2	都市インフラの長期にわたる機能停止
giace		5-2-1 道路施設の防災対策
		5-2-2 公園施設の防災対策
	5–3	エネルギーの供給停止
		5-3-1 自立型エネルギーの整備
6 社会・経済	6–1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
が迅速に復興できる条件を		6-1-1 災害廃棄物処理体制の整備
整備する	6-2	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-2-1 地籍調査の推進
		6-2-2 応急仮設住宅候補地の確保
	6–3	住居や就労の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
		6-3-1 被災者の生活再建支援

1 直接死を最大限防ぐ

リスク:1-1 地震による建物の大規模倒壊や大規模火災に伴う多数の死者数の発生

施 策:1-1-1 建築物等の耐震対策・老朽化対策

- ○「日向市耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化に関する支援制度の周知を図り、住宅の耐 震化を促進する。
- ○「日向市公営住宅長寿命化計画」に基づき、公営住宅の長寿命化を推進する。
- ○通学児童の安全確保を図るため、危険性の高いブロック塀の除却を促進する。
- ○「日向市空家等対策計画」に基づき、空家の適正管理に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携して、特定空家や危険空家等の抑制を促進する。
- ○耐震性の低い学校施設の建て替えを進めるとともに、老朽化の進んでいる学校施設の維持補修と 計画的な改修を推進する。

(目標指標)

住宅の耐震化率: 74% (2014) ⇒ 90% (2024)

公営住宅ストック改善率: 14% (2019) ⇒ 41% (2024)

倒壊等の危険のある空家: 106件(2019) ⇒ 87件(2024)

施 策:1-1-2 建築物等の火災対策

- ○住宅用火災警報器の全戸設置を目指し、防火訪問や啓発活動を推進する。
- ○特定建築物や防火設備等の維持保全を図るため、定期検査の実施を促進する。

(目標指標)

住宅用火災警報器設置率: 74% (2019) ⇒ 80% (2024)

施 策:1-1-3 狭隘道路の解消・防災空間の確保

○狭隘道路の解消・防災空間の確保を行い、安全・安心な都市空間の創出を図るため、土地区画整理事業等の早期完了に向けた取組を推進する。

(目標指標)

財光寺南土地区画整理事業 (建物移転率) : 92% (2019) ⇒ 100% (2024)

日向市駅周辺土地区画整理事業(建物移転率): 73% (2019) ⇒ 92% (2024)

リスク:1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者数の発生

施 策:1-2-1 津波避難体制の整備

- ○災害時に必要不可欠な情報通信機能を確保するため、テレビ・ラジオ放送や防災行政無線等に加え、防災情報配信サービスや SNS 活用等の新たな情報伝達手段の導入を推進する。
- ○津波発生時の市民の安全な避難を確保するため、津波避難施設(避難場所、避難路)の整備や津 波避難ビルの指定を推進する。
- ○避難訓練等の平時の取組の支援を行い、円滑な避難体制の整備を促進する。
- ○「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、個別支援プランの策定を促進する。

(目標指標)

防災情報配信サービス登録者:約1,700人(2019) ⇒ 約2,200人(2024)

早期避難率:56% (2019) ⇒ 70% (2024)

リスク:1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

施 策:1-3-1 浸水避難体制の整備

- ○災害時に必要不可欠な情報通信機能を確保するため、テレビ・ラジオ放送や防災行政無線等に加え、防災情報配信サービスや SNS 活用等の新たな情報伝達手段の導入を推進する。
- ○水防法に基づく水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定に加え、県と連携「その他河川」についても、洪水浸水想定区域指定の検討に向けた取組を推進する。
- ○要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定を促進するとともに、地域と連携した避難訓練 の実施を促進する。

(目標指標)

避難確保計画を策定した要配慮者利用施設:4施設(2019) ⇒ 17施設(2021)

施 策:1-3-2 浸水対策の推進

- ○県と連携して、洪水に対する河道整備や宅地嵩上げによる浸水の防御を図るなど、様々な治水事業を活用しながら河川整備事業を推進する。
- ○近年多発する集中豪雨に備えるため、下水道事業等の浸水対策を推進する。
- ○立地適正化計画を策定し、ハザードエリアにおける適正な土地利用を促進する。

(目標指標)

下水道による都市浸水対策達成率(全体:1,381ha):82%(2018)⇒ 84%(2024)

リスク:1-4 土砂災害による多数の死傷者の発生

施 策:1-4-1 土砂災害避難体制の整備

- ○災害時に必要不可欠な情報通信機能を確保するため、テレビ・ラジオ放送や防災行政無線等に加え、防災情報配信サービスや SNS 活用等の新たな情報伝達手段の導入を推進する。
- ○県と連携して、土砂災害警戒区域の指定や土砂災害避難訓練等の取組を推進する。
- ○要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定を促進するとともに、地域と連携した避難訓練 の実施を促進する。

(目標指標)

避難確保計画を策定した要配慮者利用施設:6施設(2019) ⇒ 23施設(2021)

施 策:1-4-2 土砂災害対策の推進

- ○県と連携して、土砂災害警戒区域における急傾斜崩壊対策事業を推進する。
- ○防災重点のため池の管理者による適正管理を促進するとともに、豪雨・地震等による決壊の恐れ あるため池の防災対策を推進する。
- ○県と連携して、山地災害危険地区における治山事業を推進する。
- ○立地適正化計画を策定し、ハザードエリアにおける適正な土地利用を促進する。

(目標指標)

急傾斜地崩壊対策(実施箇所累計): 52 箇所(2019) \Rightarrow 54 箇所(2024) ため池の防災対策(実施箇所累計): 0 箇所(2019) \Rightarrow 1 箇所(2024)

2 救助・救援活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスク:2-1 被災地での物資供給の停止

施 策:2-1-1 物資供給に係る連携体制の整備

○災害時の物資供給を円滑に実施するため、関係団体等との災害時支援体制の整備を図るとともに、 物資の調達や物流について、外部からの支援の受入体制の整備を推進する。

施 策:2-1-2 非常用物資の備蓄推進

○災害時に必要となる非常用物資について、「日向市備蓄計画」に基づき計画的な備蓄を推進する。

(目標指標)

目標備蓄量(飲料水:72,000 L)の充足率:47%(2019) ⇒ 100%(2022)

施 策:2-1-3 緊急輸送道路等の整備

- ○大規模災害時の消防活動や救援物資の効果的な輸送のため、関係機関と連携して、緊急輸送道路 や重要物流道路及び代替・補完路等の早期整備を促進する。
- ○緊急輸送道路の整備と併せて、道路ネットワークの多重性を確保するため、関係機関と連携して、 効果的な道路整備を推進する。

(目標指標)

国道 327 号永田バイパス (L=3.0km) : 事業化 (2015) ⇒ 早期完成

リスク:2-2 災害時の救助・救急活動等の絶対的不足

施 策:2-2-1 消防・救急体制の強化

- ○「消防施設整備計画」に基づき、消防水利や消防用装備・資機材等の計画的な整備を推進する。
- ○合同訓練等の積極的な参加を通じ連携活動能力の向上を図り、広域応援体制の強化を推進する。
- ○消防団の啓発活動により、地域の安全・安心を守る消防団員の確保に努めるとともに、若者や女性が加入しやすい組織づくりを促進する。

(目標指標)

耐震性貯水槽(40m³以上):33 基(2019) ⇒ 37 基(2024)

消防団員定数 (950人) の充足率: 97% (2020) ⇒ 100% (2024)

施 策:2-2-2 自主防災力の強化

○自主防災組織の活動支援や防災士の養成を図るとともに、「自助・共助・公助」による災害に強い地域コミュニティに向けた取組を推進する。

(目標指標)

地区防災計画の取組地区:5地区(2019) ⇒ 10地区(2024)

リスク:2-3 被災地における医療・保健機能の麻痺

施 策:2-3-1 災害時医療体制の整備

○医師会や薬剤師会等と連携して、医薬品等の備蓄の確保に努めるとともに、医薬品卸売業者やドラックストアとの災害協定の締結を進め、医薬品や衛生材料等の供給体制の強化を推進する。

リスク:2-4 劣悪な避難生活環境による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

施 策:2-4-1 避難所における生活環境の改善

- ○「日向市総合体育館基本構想」に基づき、備蓄スペースや中長期避難所としての活用を想定した 「災害時の拠点施設となる体育館」の整備を推進する。
- ○災害時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者等の方々の良好な避難環境の整備に向けて、 福祉避難所の確保を推進する。
- ○「避難所運営マニュアル」を活用して、地域住民による避難所運営体制の整備を促進する。

施 策:2-4-2 被災地における感染症予防・衛生対策

- ○避難所内における感染症蔓延等の防止に向けて、平時から衛生管理指導を行うとともに、定期的 な予防接種を促進する。
- ○臨時避難所の確保を図り、避難所における感染症拡大防止対策を推進する。
- ○災害時に消毒や害虫駆除を迅速に実施するため、防疫業務体制の整備を推進する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

リスク:3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅低下

施 策:3-1-1 行政機能の確保・強化

- ○業務継続体制の確立に向けて、計画的な研修・訓練を実施し、災害時の対応能力の向上を図ると ともに、「日向市業務継続計画」の適切な見直しを推進する。
- ○災害時における ICT 部門の被害の最小化や早期の復旧に向けて、「日向市 ICT 部門の業務継続計画」の適切な見直しを推進する。
- ○公共施設の安全・安心の確保、総量の適正化、ライフサイクルコストの縮減に向けて、「日向市 公共施設等総合管理計画」に基づき、効率的・効果的な施設マネジメントを推進する。

(目標指標)

業務継続計画の推進:必要に応じて適宜更新

施 策:3-1-2 受援体制の整備

○災害時に行政機関や民間企業からの各種支援を最大限に活用し、的確な災害応急対策や被災者支援等の迅速化を図るため、「日向市大規模災害時受援計画」や「日向市消防本部受援計画」に基づき、受援体制の整備を推進する。

<u>(目標指標)</u>

大規模災害時受援計画の推進:必要に応じて適宜更新

4 経済活動を機能不全に陥らせない

リスク:4-1 サプライチェーンの寸断による企業の競争力の低下

施 策:4-1-1 企業防災の強化

- ○臨海型工業団地や内陸型工業団地の整備を図り、リスク分散を重視した企業誘致を推進する。
- ○「日向市津波防災地域づくり推進計画」に基づき、津波対策に資する港湾施設に係る固定資産税 の特例措置を活用し、民間企業の防災対策を促進する。
- ○細島臨海工業団地周辺の企業の従業員等の避難体制の整備を促進する。

施 策:4-1-2 港湾機能の強化

○重要港湾「細島港」の物流拠点機能の強化に向け、関係機関と連携して、港湾インフラの整備を 促進する。

(目標指標)

細島港白浜地区 16 号岸壁(L=170m)の整備: 事業化 (2019) ⇒ 完成 (2023)

施 策:4-1-3 広域道路ネットワークの整備促進

- ○関係機関と連携して、九州中央自動車道の事業区間(山都中島西〜矢部、蘇陽〜五ヶ瀬東〜高千穂、日之影深角〜平底)の早期供用及び未事業化区間の早期事業化を促進する。
- ○関係機関と連携して、東九州自動車道の安全性を確保するため、暫定2車線区間のうち4車線化 優先整備区間(日向~都農、高鍋~宮崎西)の早期事業化を促進する。

リスク:4-2 農林業の衰退による国土の荒廃

施 策:4-2-1 農業振興の推進

- ○農地の荒廃を防ぎ国土保全機能を維持するために、農業用施設(農道、用排水路等)等の生産基 盤の整備や鳥獣被害対策を図り、農村環境の保全を推進する。
- ○基幹的農業用施設の長寿命化対策や耐震対策を推進する。

(目標指標)

富島幹線用水路の長寿命化対策 (L=1.3km) : 75% (2019) ⇒ 完成 (2021)

施 策:4-2-2 林業振興の推進

- ○森林は、水源のかん養、山地災害防止等の多様な機能を有するため、社会全体で森林資源の保全 活動を図るともに、森林資源を継続的に循環利用出来るように、資源循環型林業システムの構築 を推進する。
- ○山間地等における代替輸送路等の確保するため、林道等の路網整備や個別施設計画に基づく長寿 命化を推進する。

(目標指標)

杉苗木の年間造林面積:48ha (2019) ⇒ 79ha (2024)

5 ライフライン、エネルギー供給等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる

リスク:5-1 上下水道施設等の長期にわたる機能停止

施 策:5-1-1 水道施設の防災対策

- ○水道施設の機能停止を未然に防ぐため、計画的な老朽化・耐震化対策を推進する。
- ○災害時の機能低下を最小限に留めるため、危機管理マニュアルの継続的な改善を推進する。
- ○災害時に広域的な連携が円滑に行えるように、災害発生時の応援活動や関係団体が応援活動訓練 に積極的に参加し、受援体制の整備を促進する。
- ○災害時の水道施設の機能停止に備え、災害時協力井戸の登録を推進する。

(目標指標)

上水道基幹管路の耐震化率:67% (2018) ⇒ 77% (2024)

施 策:5-1-2 汚水処理施設の防災対策

- ○下水道施設の機能停止を未然に防ぐため、計画的な老朽化・耐震化対策を推進する。
- ○災害時の機能低下を最小限に留めるため、業務継続計画の継続的な改善を推進する。
- ○老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

(目標指標)

重要な管きょの耐震化率:91% (2018) ⇒ 100% (2024)

浄化センター・中継ポンプ場の耐震化率:37% (2018) ⇒ 55% (2024)

単独処理浄化槽の使用人口:9,366人(2019) ⇒ 7,956人(2024)

リスク:5-2 都市インフラの長期にわたる機能停止

施 策:5-2-1 道路施設の防災対策

- ○「道路の個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理を行い、長寿命化対策を推進する。
- ○「道路の個別施設計画」に基づき、緊急輸送道路の耐震補強を行い、耐震対策を推進する。

(目標指標)

橋梁 (国道 327 号ほか国県道:10橋) の長寿命化:1橋(2019) ⇒ 10橋(2024)

橋梁(塩見美々津線:10橋)の耐震対策:4橋(2019) ⇒ 6橋(2024)

施 策:5-2-2 公園施設の防災対策

○災害時に防災活動拠点となる都市公園において、「日向市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の長寿命化対策を推進する。

<u>リスク:5-3 エネルギーの供給停止</u>

施 策:5-3-1 自立型エネルギーの整備

○災害時における自立的なエネルギーの供給に向けた環境整備を推進する。

(目標指標)

太陽光発電・蓄電設備の整備学校:4校(2019) ⇒ 6校(2024)

6 社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する

リスク:6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

施 策:6-1-1 災害廃棄物処理体制の整備

○「日向市災害廃棄物処理計画」に基づき、処理体制の強化を図るとともに災害廃棄物の仮置場の 確保を推進する。

リスク:6-2 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

施 策:6-2-1 地籍調査の推進

○地籍情報を確定し、災害後の円滑な復旧・復興を図るため、計画的な地籍調査を推進する。

(目標指標)

地籍調査進捗率: 36% (2019) ⇒ 41% (2024)

施 策:6-2-2 応急仮設住宅候補地の確保

○災害時の応急仮設住宅の供給に向けて、応急仮設住宅候補地の確保を推進する。

<u>リスク:6-3 住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態</u>施 策:6-3-1 被災者の生活再建支援

- ○社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアセンターの運営体制の整備を促進する。
- ○罹災証明書の迅速な発行に向けて、被災者支援システムの活用等による行政手続きの効率化を推 進する。
- ○建築物及び宅地における二次的な被害を防ぎ、被災者の早期の生活再建につなげるため、被災建築物応急危険度判定士の育成を促進する。

第5章 計画の推進

5.1 他計画の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画においては、必要に応じて見直し等の所要の検討を行い、地域計画と整合を図っていきます。

5.2 計画の進捗管理

強靱化の取組は、脆弱性評価の結果を踏まえ、本計画の推進プログラムに沿って、様々な施策を 実行していく必要があります。このため、計画の進捗管理に当たっては、毎年度、目標指標等によ り施策の進捗状況を把握し、PDCAサイクルによる点検・見直しを行っていきます。

5.3 計画の不断の見直し

本計画は、日向市総合計画の改定に合わせて、内容の見直しを行い、総合計画と調和を図っていくこととしますが、本計画が硬直化しないために、地域強靱化を取り巻く社会経済情勢の変化や国の強靱化政策の推進状況を考慮し、適宜修正を行っていくものとします。

推進プログラム	推進事業	事業概要	事業主体
1-1-1 建築物等の耐震対策・老朽 化対策	木造住宅耐震化促進事業	木造住宅の耐震診断や耐震改修工事への補助を行い、建物所有者の耐震化への取組を支援します。	市民
107134	住宅・建築物安全ストック形成事業 公営住宅	老朽化した公営住宅について、入居者の安全性を 確保するため、施設の長寿命化に取り組みます。	市
	空家等対策推進事業	空家の適正管理への助言・指導や危険空家への除 却費の補助を行い、建物所有者の適正管理への取 組を支援します。	市民事業者
	危険ブロック塀等除却推進事業	小学校から概ね半径 500m範囲内の危険性の高い ブロック塀の除却費の補助を行い、通学児童の安 全確保への取組を支援します。	市民
	小中学校改築事業 細島小学校	耐震性の乏しい学校施設を改築することにより教育環境の整備に取り組みます。	市
	小中学校大規模改造事業	経年劣化や教育環境の変化等の要因から既存施設 を改修することにより、教育環境と建物の耐久性 の向上に取り組みます。	市
	地域介護・福祉空間整備事業	高齢者施設の利用者の安全・安心の確保を目的に、 耐震化改修や老朽化に伴う大規模修繕、危険ブロック塀の改修等の取組を支援します。	事業者
1-1-2 建築物等の火災対策	住宅用火災警報報知器の普及促進	防火訪問や啓発活動を行い、住宅用火災警報器の 普及に取り組みます。	市民
	特定建築物の定期検査・調査の促進	特定建築物及び防火設備等の定期報告制度の周知 ・啓発に取り組みます。	民間
	地域介護・福祉空間整備事業	新たにスプリンクラー設備等の整備が必要な高齢 者施設の取組を支援します。	事業者
1-1-3 狭隘道路の解消・防災空間 の確保	財光寺南土地区画整理事業 A=94.6ha	「財光寺居住拠点地区」において、狭隘道路の解 消・防災空間の確保を行い、良好な都市環境の創 出に取り組みます。	市
	日向市駅周辺土地区画整理事業 A=17. 6ha	「日向市駅周辺地区」において、狭隘道路の解消 ・防災空間の確保を行い、良好な都市環境の創出 に取り組みます。	市
	財光寺南部住環境整備事業	「財光寺南部地区」において、良好な居住環境の 創出に向けて、住環境事業の推進に取り組みます。	市
1-2-1 津波避難体制の整備	防災情報収集・伝達事業	気象情報等を収集するためのシステムや市民への 情報伝達システムを構築するとともに、平常時か ら運用体制の整備に取り組みます。	市
	津波避難施設整備事業 財光寺津波避難路	津波発生時の市民の安全な避難を確保するため、 津波避難施設(避難場所、避難路)の整備や津波 避難ビルの指定に取り組みます。	市
	防災機能強化事業 細島小学校	津波発生時に児童・生徒が安全な確保に向けて、 避難経路の整備に取り組みます。	市
	避難行動要支援者の個別支援プラン作成	避難行動要支援者の個別支援プランの作成支援に 取り組みます。	市民市
	津波避難訓練の支援	早期避難率の向上を測るため、避難訓練等の平時 の取組を支援します。	市民
1-3-1 浸水避難体制の整備	防災情報収集・伝達事業	気象情報等を収集するためのシステムや市民への 情報伝達システムを構築するとともに、平常時か ら運用体制の整備に取り組みます。	市
	洪水浸水想定区域の指定	水位周知河川に加え、その他河川の洪水浸水想定 の調査に取り組みます。	県
	要配慮者利用施設における避難確保計画の策定	洪水浸水想定区域の要配慮者利用施設における避 難確保計画の作成支援に取り組みます。	事業者
	立地適正化の推進	適正な土地利用を図るため、立地適正化計画の策定に取り組みます。	市

展別(楽師町・英々2年間) L=17 8km ます。 果 ます。 果 を ます。 ます。 果 を ます。	推進プログラム	推進事業	事業概要	事業主体
	1-3-2	河川改修事業	二級河川耳川において、浸水対策事業に取り組み	
通路事業による冠水対策	浸水対策の推進		ます。	県
通路事業による冠水対策		┃ ┃ 下水道事業による浸水対策	□ 下水道事業計画区域において、浸水対策に取り組	
一4-1				市
一4-1		道路事業による冠水対策	近年多発する島地的高雨による冠水笛所での内水	
おの災害避難体制の整備				市
おの災害避難体制の整備	1_1_1		気象情報等を収集するためのシステルや声星への	
要配慮者利用施設における避難確保計画	土砂災害避難体制の整備		情報伝達システムを構築するとともに、平常時か	市
要配慮者利用施設における避難確保計画 の策定 立地適正化の推進 並地通正化の推進 参加事業 上砂災害養減区域に設り組みます。 参加事業 急額利品域対策事業 上砂災害養減区域において、土砂災害対策に取り組みます。 急額利品域対策事業 上砂災害養減区域において、急額利品域対策に取り組みます。 急額利品域対策事業 上砂災害養減区域において、急額利品域対策に取り組みます。 急額利品域対策事業 上砂災害養減区域において、急額利品域対策に取り組みます。 農業用ため池の防災対策 長谷ため池 労治小事業 一地災害免険地図において、環と連携して、治山事業に取り組みます。 「本に取り組みます。 「ないでは、大規模と同に取り組みます。 「本に取り組みます。 「本に取り組みます。 「ないでは、大規模と関に取り組みます。 「ないでは、大規模と関に取り組みます。 「ないでは、大規模と関に取り組みます。 「ないでは、大力に、大力に、大力に、力を関係に取り組みます。 「ないでは、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に		土砂災害警戒区域の指定		
の策定 難確保計画の作成支援に取り組みます。 事業者 立地適正化の推進 適正な土地利用を図るため、立地適正化計画の策定に取り組みます。 県 土砂災害警戒区域において、土砂災害対策に取り組みます。 景候斜崩壊対策事業 土砂災害警戒区域において、土砂災害対策に取り組みます。 景域無用ため池の防災対策 長谷ため池 次対策に取り組みます。 東書による決域の恐れのあるため池の防災対策 長谷ため池 次対策に取り組みます。 県 市 地震等による決域の恐れのあるため池の防災対策 長谷ため池 東京に取り組みます。 東京に取り組みます。 東京に取り組みます。 東京に取り組みます。 東京に取り組みます。 東京に取り組みます。 市市村広域災害に対して、事前の備えに取り組みます。 市市村広域災害に取り組みます。 市市村広域災害に取り組みます。 市市村広域災害に取り組みます。 東京市市市済田市議会議事業 (備第品の分数備書を図るため、市内各所に借薪金庫の整備に取り組みます。 東京市市市 国道 10号 日向門加拡幅 L=1.2km (最近後等、大規模災害に対し組みます。 市市 東京市市 国道 10号 の整備に取り組みます。 東京市市 国道 10号 の整備に取り組みます。 東京市市 国道 10号 の整備に取り組みます。 東京市市 国道 10号の整備に取り組みます。 東京市 日間直 10号 日間に取り組みます。 東京市 日間直 10号 日間に取り組みます。 東京市 日間 10号の整備に取り組みます。 東京市 10号に対して 10号に対しで 10号に				県
の策定 難確保計画の作成支援に取り組みます。 事業者 立地適正化の推進 適正な土地利用を図るため、立地適正化計画の策定に取り組みます。 県 土砂災害警戒区域において、土砂災害対策に取り組みます。 景候斜崩壊対策事業 土砂災害警戒区域において、土砂災害対策に取り組みます。 景域無用ため池の防災対策 長谷ため池 次対策に取り組みます。 東書による決域の恐れのあるため池の防災対策 長谷ため池 次対策に取り組みます。 県 市 地震等による決域の恐れのあるため池の防災対策 長谷ため池 東京に取り組みます。 東京に取り組みます。 東京に取り組みます。 東京に取り組みます。 東京に取り組みます。 東京に取り組みます。 市市村広域災害に対して、事前の備えに取り組みます。 市市村広域災害に取り組みます。 市市村広域災害に取り組みます。 市市村広域災害に取り組みます。 東京市市市済田市議会議事業 (備第品の分数備書を図るため、市内各所に借薪金庫の整備に取り組みます。 東京市市市 国道 10号 日向門加拡幅 L=1.2km (最近後等、大規模災害に対し組みます。 市市 東京市市 国道 10号 の整備に取り組みます。 東京市市 国道 10号 の整備に取り組みます。 東京市市 国道 10号 の整備に取り組みます。 東京市市 国道 10号の整備に取り組みます。 東京市 日間直 10号 日間に取り組みます。 東京市 日間直 10号 日間に取り組みます。 東京市 日間 10号の整備に取り組みます。 東京市 10号に対して 10号に対しで 10号に		│ │ 要配慮者利用施設における避難確保計画	■ 土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設における避	
定に取り組みます。 市 -4-2 -4-2 -4-2 -4-2 -4-2 -4-2 -4-2 -4-2 -4-2 -4-2 -4-2 -4-2 -4-2 -4-3 -4-2 -4-2 -4-2 -4-3 -4-2 -4-2 -4-3 -4-2 -4-3 -4-3 -4-3 -4-4 -4-2 -4-3 -4-4 -4-4 -4-2 -4-2 -4-3 -4-3 -4-3 -4-3 -4-4 -4-2 -4-3 -4-4 -4-2 -4-3 -4-4 -4-2 -4-3 -4-4 -4-2 -4-3 -4-4 -4-2 -4-3 -4-4 -4-2 -4-3 -4-4 -4-2 -4-3 -4-3 -4-4 -4-2 -4-3 -4-4 -4-2 -4-4 -4-2 -4-3 -4-4 -4-2 -4-3 -4-				事業者
上砂災害対策の推進 上砂災害害戒区域において、土砂災害対策に取り			■ 適正な土地利用を図るため、立地適正化計画の策 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	
最級網際域対策事業			定に取り組みます。	市
最級網際域対策事業	1-4-2	砂防事業	土砂災害警戒区域において、土砂災害対策に取り	
展業用ため池の防災対策 長谷ため池	土砂災害対策の推進	N 17 7 1		県
京田・地震等による決壊の恐れのあるため池の防 (土砂災害警戒区域において、急傾斜崩壊対策に取	
長谷ため池 災対策に取り組みます。 県土 (取り組みます。 原発性に係る連携体制の 書楽に取り組みます。 原発性に係る連携体制の 書楽に取り組みます。 市町村広域災害ネットワークとの連携や災害時応 接協定等、大規模災害に対して、事前の備えに取 中部 (財組みます。 中部 (財組みます。 中部 (財組みます。 中部 (関連 に取り組みます。 中部 (展示を備事業			り組みます。	
接谷ため池 災対策に取り組みます。 県土 (取り組みます。 原発験は係る連携体制の という (関連 は 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1			■	
# 東 (取り組みます。			災対策に取り組みます。	
# 東 (取り組みます。		治山事業	┃	
勝養		ЛПТА		県
勝養	2-1-1	 災害予防対策事業	│ 市町村広域災害ネットワークとの連携や災害時応	
2-1-2 非常用物資の備蓄促進 災害用備蓄品整備事業	物資供給に係る連携体制の	人口,例为不平不		市
#常用物資の備蓄促進 の基、備蓄物資の備蓄に取り組みます。 の基、備蓄物資の備蓄に取り組みます。 の基、備蓄物資の備蓄に取り組みます。 「市 の整備に取り組みます。 「東 の整備に取り組みます。 「	構築		り組みます。	
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	2-1-2	災害用備蓄品整備事業		市民
## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	非常用物資の備蓄促進		の基、備蓄物資の備蓄に取り組みます。	
			備蓄品の分散備蓄を図るため、市内各所に備蓄倉	- 11-
国道 10 号 日向門川拡幅 L=1. 2km (長江交差点~木原交差点) 緊急輸送道路整備			庫の整備に取り組みます。	市
(長江交差点~木原交差点) 緊急輸送道路整備 国道 327 号 永田パイパス L=3.0km	2-1-3	│ │ 緊急輸送道路整備	│ │ 緊急輸送道路であり、広域ネットワークを形成す	
緊急輸送道路整備 国道 327 号 永田バイパス L=3.0km	緊急輸送道路等の整備		る国道10号の整備に取り組みます。	国
緊急輸送道路整備 国道 327 号 切瀬拡幅 L=0.48km			緊急輸送道路である国道 327 号のバイパスの整備	
国道 327 号 切瀬拡幅 L=0.48km ます。 県		国道 327号 永田バイパス L=3.0km	に取り組みます。	県
国道 327 号 切瀬拡幅 L=0.48km ます。 県		緊急輸送道路整備	■ 緊急輸送道路である国道 327 号の整備に取り組み	
県道 日知屋財光寺線 新開橋工区 L=4.0km 緊急輸送道路整備 県道 土々呂日向線 L=1.7km				県
県道 日知屋財光寺線 新開橋工区 L=4.0km 緊急輸送道路整備 県道 土々呂日向線 L=1.7km		 緊急輸送道路整備	 緊急輸送道路である県道日知屋財光寺線の整	-
新開橋工区 L=4.0km 緊急輸送道路整備 県道 土々呂日向線 L=1.7km 緊急輸送道路である県道土々呂日向線の整備に向けて、財光寺南土地区画整理事業及び日向市駅周辺土地区画整理事業に取り組みます。 緊急輸送道路整備 県道 高鍋美々津線 寺迫工区 L=1.0km 緊急輸送道路整備 「日向市道路整備実施計画」に基づき、緊急輸送 道路である市道塩見美々津線の整備に取り組みます。 「古 塩見美々津線 L=0.3km 「日向市道路整備実施計画」に基づき、緊急輸送道路である市道塩見美々津線の整備に取り組みます。				県
果道 土々呂日向線 L=1.7km		新開橋工区 L=4.0km		
辺土地区画整理事業に取り組みます。 緊急輸送道路整備 緊急輸送道路である県道高鍋美々津線の整備に取り組みます。 県 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		緊急輸送道路整備		
県道 高鍋美々津線 寺迫工区 L=1.0km 緊急輸送道路整備 市道 塩見美々津線 L=0.3km		県道 土々呂日向線 L=1.7km		市
県道 高鍋美々津線 寺迫工区 L=1.0km 緊急輸送道路整備 市道 塩見美々津線 L=0.3km		緊急輸送道路整備		
緊急輸送道路整備 市道 塩見美々津線 L=0.3km 「日向市道路整備実施計画」に基づき、緊急輸送 道路である市道塩見美々津線の整備に取り組みま す。 道路改良事業 「日向市道路整備実施計画」に基づき、道路ネッ 市道 籾木線 L=1.6km トワークの多重性の確保に向けて、緊急輸送道路 市		県道 高鍋美々津線		県
市道 塩見美々津線 L=0.3km 道路である市道塩見美々津線の整備に取り組みます。				1
道路改良事業 「日向市道路整備実施計画」に基づき、道路ネッ 市道 籾木線 L=1.6km トワークの多重性の確保に向けて、緊急輸送道路 市			道路である市道塩見美々津線の整備に取り組みま	市
市道 籾木線 L=1.6km トワークの多重性の確保に向けて、緊急輸送道路 市		 道路改良事業		-
				市
C 21 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			を繋ぐ道路整備に取り組みます。	<u> </u>

推進プログラム	推進事業	事業概要	事業主
2-1-3	道路改良事業	「日向市道路整備実施計画」に基づき、道路ネッ	
- · · · 緊急輸送道路等の整備	市道 南日向日の平線 L=3.0km	トワークの多重性の確保に向けて、緊急輸送道路	市
		を繋ぐ道路整備に取り組みます。	
	道路改良事業	「日向市道路整備実施計画」に基づき、道路ネッ	
	市道 山之口福瀬大橋線 L=0.2km	トワークの多重性の確保に向けて、緊急輸送道路	市
		を繋ぐ道路整備に取り組みます。	112
	道路改良事業	「日向市道路整備実施計画」に基づき、道路ネッ	
	市道 東郷橋田野線 L=0.1km	トワークの多重性の確保に向けて、緊急輸送道路	市
		を繋ぐ道路整備に取り組みます。	112
	道路改良事業	「日向市道路整備実施計画」に基づき、道路ネッ	
	市道 福士線 L=0.2km	トワークの多重性の確保に向けて、緊急輸送道路	市
	III 恒工版 L-U. ZKIII	を繋ぐ道路整備に取り組みます。	111
		「日向市道路整備実施計画」に基づき、道路ネッ	
	市道 松尾 1 号線 L=0.7km	トワークの多重性の確保に向けて、緊急輸送道路	+
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		市
2.0.1	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	を繋ぐ道路整備に取り組みます。	
2-2-1	消防施設整備事業	消防体制の強化を図るため、消防水利や消防用装	-
肖防・救急体制の強化	耐震性貯水槽 N=4 基	備・資機材等の整備に取り組みます。	市
	消防団員の確保	地域の消防・防災活動を担う消防団員の確保に取	
		り組みます。	市
2-2-2	自主防災組織の育成強化	災害時における自助・共助の活動強化のため、自	
自主防災力の強化		主防災組織の取組を支援します。	市民
	地域防災力向上支援事業	市民の防災意識の向上を図るため、地区防災計画	
		の策定や防災士の資格取得を支援します。	市
2-3-1	災害時医療体制の整備	関係機関と連携して、災害時に必要とされる医薬	事業者
災害時医療体制の整備		品、医療機器等の円滑な供給体制の整備に取り組	県
		みます。	市
<u>-4-1</u>	総合体育館整備事業	災害時の拠点施設の役割を担う総合体育館の整備	- 1,-
・・・ 壁難所における生活環境の	大王谷運動公園	に取り組みます。	市
改善 改善	A=5, 000~7, 000m ²	1247 / 1111/13/13	112
∞ = 2-4-2	感染症予防対策	■ 伝染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防す	
は災地における感染症予防	忍未是了例外来	ることにより、感染症予防対策に取り組みます。	市
《久·2·108·17·0·10·17·16·17·17·17·17·17·17·17·17·17·17·17·17·17·		ひことには アで 心水流 1 例 7 末に私 7 温が 5 7 。	","
3-1-1	業務継続計画の推進	■ 平成 28 年度に策定した「日向市業務継続計画」に	
,」 行政機能の確保・強化	未 分 能机計画の推進	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	市
1 政 成 作と ジャ 注 「八 」 宝 「し		ら、内容の改善に取り組みます。	111
	LCT 業務継続計画の推進	令和元年度に策定した「ICT部門の業務継続計画」	
	101 未務極統計画の推進	市和元年度に東定した「101部門の未務軽税計画」 について、適切な進行管理や訓練の実施を行いな	+
			市
	11 11 15 TO 1 1 28 1 1 1 2 1/1 2/1	がら、内容の改善に取り組みます。	
	公共施設マネジメントの推進	「日向市公共施設等総合管理計画」に基づき、効	_
		率的・効果的な施設マネジメントに取り組みます。	市
1–1–2	災害時受援体制の整備	災害応急対策や被災者支援の迅速化を図るため、	
受援体制の整備		「日向市大規模災害受援計画」等に基づき、受援	市
		体制の整備に取り組みます。	
l - 1-1	企業誘致推進事業	臨海型工業団地や内陸型工業団地の整備や企業誘	
È業防災の強化		致に取り組みます。	市
	細島港を核とした日向地域産業の総合的	細島港臨海工業団地周辺の企業の従業員や地域住	-
	活性化推進事業	民の避難経路及び避難場所の調査や維持管理に取	市
		り組みます。	
-1-2	細島港白浜地区	物流機能の強化に向けて、細島港白浜地区 16 号岸	
き湾機能の強化	国際物流ターミナル整備事業(16 号岸壁)	壁の整備に取り組みます。	県
	L=170m		
	細島港外港地区	■ 港内の静穏度を向上による輸送コストの削減や船	
	防波堤整備事業(南沖防波堤)	体損傷の損失回避に向けて、防波堤の整備に取り	玉
	L=600m	組みます。	100
I-1-3	高速道路の早期供用	九州中央自動車道及び東九州自動車道のミッシン	
広域道路ネットワークの整 備促進	九州中央自動車道	グリンクの解消を促進します。 	国
用灰连	東九州自動車道		

推進プログラム	推進事業	事業概要	事業主体
4-2-1	農業生産基盤の整備	農業振興による国土保全を図るため、農業用施設	
農業振興の推進		や生産基盤の整備拡充に取り組みます。 	市
	基幹的農業水利施設の長寿命化 富島幹線用水路 L=1.3km	基幹的農業水利施設である富島幹線用水路の長寿 命化対策に取り組みます。	市
4-2-2 林業振興の推進	林道改良事業 林道 西林・神陰線 L=1.3km (開設)	林道の開設・改良や林道橋の計画的な管理・修繕 を行い、災害に強く、効果的・効率的な林業生産 基盤の確保に取り組みます。	県
	林道改良事業 林道 横瀬・広瀬線 L=0.3km (開設)	本盤の確保に取り組みます。 林道の開設・改良や林道橋の計画的な管理・修繕 を行い、災害に強く、効果的・効率的な林業生産 基盤の確保に取り組みます。	市
	林道改良事業 林道 長迫・小原線 L=1.0km (舗装)	林道の開設・改良や林道橋の計画的な管理・修繕 を行い、災害に強く、効果的・効率的な林業生産 基盤の確保に取り組みます。	県
	林道改良事業 林道 熊山線 L=2.6km (舗装)	林道の開設・改良や林道橋の計画的な管理・修繕 を行い、災害に強く、効果的・効率的な林業生産 基盤の確保に取り組みます。	市
	国土保全造林事業	森林の公益的機能の維持増進及び資源循環型林業 の構築に向け、主伐後の再造林の推進に取り組み ます。	市
5-1-1 水道施設の防災対策	水道施設の計画的な更新・耐震化	「日向市水道ビジョン」に基づき、施設の更新・耐震化対策を進めるとともに、計画的な保全に努めます。	市
5-1-2 下水道施設の防災対策	下水道施設の計画的な更新・耐震化	「下水道総合地震対策計画」に基づき、施設の耐震化対策を進めるとともに、計画的な保全に努めます。	市
	合併浄化槽整備事業	単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進します。	市民
5-2-1 道路施設の防災対策	道路メンテナンス事業 老朽化対策 (橋梁・トンネル)	「橋梁・トンネルの個別施設計画」に基づき、予 防保全型の維持管理を行い、長寿命化対策に取り 組みます。	市
	道路メンテナンス事業 老朽化対策 (舗装)	「舗装の個別施設計画」に基づき、予防保全型の 維持管理を行い、長寿命化対策に取り組みます。	市
	道路メンテナンス事業 老朽化対策(付属物)	「付属物の個別施設計画」に基づき、予防保全型 の維持管理を行い、長寿命化対策に取り組みます。	市
	道路メンテナンス事業 老朽化対策(道路のり面・土木構造物)	「道路のり面・土木構造物の個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理を行い、長寿命化対策に取り組みます。	卡
	道路メンテナンス事業 耐震補強 (橋梁) 国道 327 号ほか	「道路の個別施設計画」に基づき、緊急輸送道路 の耐震対策に取り組みます。	県市
5-2-2 公園施設の防災対策	公園施設長寿命化事業	防災活動拠点となる運動公園や総合公園において、公園施設の長寿命化に取り組みます。	市
5-3-1 自立型エネルギーの整備	小中学校再生可能エネルギー整備事業 (太陽光発電事業) 細島小学校	防災活動拠点における非常用電源の確保を目的 に、太陽光発電設備の整備に取り組みます。	市
	地域介護・福祉空間整備事業	高齢者施設の施設機能の維持を目的に、非常用電源や給水設備の整備を支援します。	事業者
6-1-1 災害廃棄物処理体制の整備	災害廃棄物処理体制の整備	「日向市災害廃棄物処理計画」に基づき、処理体制の整備に取り組みます。	市
6-2-1 地籍調査の推進	地籍調査事業	公共事業の円滑化や災害復旧の迅速化に向けて、 地籍調査に取り組みます。	市
6-2-2 応急仮設住宅候補地の確保	応急仮設住宅候補地の確保	災害時の応急仮設住宅の供給に向けて、建設候補 地の確保に取り組みます。	市
6-3-1 被災者の生活再建支援	災害ボランティアの体制強化	社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセン ターが円滑に設置・運営されるための体制整備に 取り組みます。	社会福祉 協議会 市
	被災建築物応急危険度判定士の確保	建築物及び宅地における二次的な被害を防ぎ、被 災者の早期の生活再建につなげるため、被災建築 物応急危険度判定士の育成に取り組みます。	事業者市